取締役候補者の選定の方針

当社の企業理念である「経営の要旨」と、そこに示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」、および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」に則り、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定ならびに執行役および取締役の職務の執行に対する監督において機能を発揮することができる十分な知識および経験ならびに高い見識を有すると認められることを取締役候補者の要件とする。

なお、

１.「常勤の取締役」については、保険業法第８条の２の定めに従い、以下の観点から、その適格性の確認を行うものとする。

ａ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していること。

（１） 取締役会における経営の基本方針や内部統制システム等に係る事項および業務執行の決定ならびに執行役および取締役の職務の執行の監督等を積極的に実施するに足る知識・経験を有していること。

（２）その他保険業法等の関連諸規則や監督指針で示している経営管理を行うことにより、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有していること。

ｂ. 十分な社会的信用があること。

２.「社外取締役」については、出身分野における豊富な経験と深い知識を有し、取締役会議案の審議に有益であると認められることを要件とする。

社外取締役の候補者については、別に定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることの確認を行うものとする。